

## 第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、平成27年2月23日付け26原第544号で行った「H24.8.9県内自主避難者支援のため厚生労働省、復興庁、資源エネルギー庁との打ち合わせ」外14件の公文書（以下「対象公文書」という。）を一部開示とした決定（以下「本件処分」という。）について、当審査会は次のように判断する。

- 1 別表に掲げる「実施機関不開示部分」については、同表「審査会の判断」のとおりにすべきである。
- 2 上記1に該当する部分以外については、実施機関の不開示とした判断は妥当である。

## 第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は平成27年1月8日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「東日本大震災及び東京電力福島第1原発事故による、災害救助費について、原発事故の原因者の東京電力への求償（請求）に関する厚生労働省、内閣府、復興庁、経済産業省資源エネルギー庁の各担当者及び東電とのやりとりの記録一切（電子メールなどの電子記録も含む）」という内容の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 これに対して実施機関は、条例第12条第2項の規定により開示決定等の期間を平成27年2月23日まで延長する決定を平成27年1月21日付けで行い、異議申立人に通知した。
- 3 その後、実施機関は平成27年2月23日付けで、本件開示請求に対応する公文書として平成24年8月2日付け「災害救助法と東京電力原子力発電所事故に係る賠償との関係に関する留意事項について」外1件の文書を特定して開示決定をするとともに、対象公文書のうち「災害救助費に係る東京電力への求償の取り扱いに関する協議及び避難者の支援に関する協議」に関する部分の情報は「災害救助費に係る東京電力への求償の取り扱いに関する協議及び避難者の支援に関する協議に関する内容は、国、県において検討・協議中の情報に該当し、開示することにより、今後の自由かつ率直な意見の交換、意思決定の中立性が損なわれるおそれ、また、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。」との理由により条例第7条第5号に該当するため、本件処分を行い、異議申立人に通知した。
- 4 異議申立人は、平成27年3月31日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行い、実施機関は同年4月6日に異議申立書を収受した。
- 5 実施機関は、平成27年4月10日付け27避第28号により当審査会に諮問を行った。

## 第3 異議申立人の主張

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が対象公文書を一部開示とした決定を取り消すと

の決定を求めるというものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

(1) 実施機関は、条例第7条第5号の規定により、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」ことを理由に一部不開示としているが、公にすることによって生じる支障が不当である理由を一切説明していない。

(2) 条例第7条第5号の「不当」については、アカウントビリティの観点から開示することの利益と開示により適正な意思決定などにもたらされる支障を比較衡量する必要がある。その結果、開示することの利益を斟酌しても、なお開示のもたらす支障が重大な場合にのみ不開示とすることの合理性が認められると解すべきであるが、実施機関は、公にすることによって生じる支障が不当である理由を一切説明しておらず、明らかに条例の解釈を誤っている。

(3) 応急仮設住宅や、それに関連する避難者向け住宅の整備状況に関する福島県の方針や考え方、供与期間延長に関する情報は、避難者が生活再建の見通しを立てていくうえで不可欠な情報であり、避難者及び住民の意見を反映すべきであって、不開示とされた情報を公開しても何ら不利益は生じない。

(4) 確定した情報のみを公開し、その決定に従わせることで「混乱を生じさせない」とする実施機関の考え方は条例の趣旨を逸脱したものである。

以上の理由から、不開示とする理由がないので処分は取り消されるべきである旨主張する。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関の本件処分の理由は、公文書一部開示決定理由説明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

### 1 対象公文書の特定について

本件開示請求の対象とする公文書については、東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故に係る災害救助費について、原発事故の原因者である東京電力に対して求償することに関する協議記録等であると解した。

### 2 本件処分理由について

(1) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に係る災害救助法に基づく救助は現在も行われており、また、求償に関する取り扱いは国と継続して協議中である。そのため、国からの発出文書については、既に通知がなされているものであるため全部開示としたが、その他の部分については確定した事実ではないことから、国、県において検討・協議中の情報に該当し、開示することにより、今後の自由かつ率直な意見の交換、意思決定の中立性が損なわれるおそれや、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、県民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、不開示とした。

(2) 福島県及び厚生労働省職員のメールアドレスを開示することによって、本件に関

する問合せが当該メールアドレスに届き、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから当該内容については不開示とした。

## 第5 審査会の判断

### 1 公文書の特定について

公文書開示請求書に記載されている内容から、実施機関は第4の1のとおり本件開示請求の対象公文書を特定しており、このことについて異議申立人と実施機関との間に争いはないため、実施機関が行った公文書の特定に誤りはないものとして、以下条例第7条第5号の該当性等について検討する。

### 2 条例第7条第5号について

#### (1) 条例第7条第5号の趣旨について

本号は、県の機関又は国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報の不開示情報としての要件を定めたものである。

行政における意思決定は、審議、検討又は協議を積み重ねた上でなされるものであり、その間の内部情報のうち、その途中で公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により行政内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがある情報、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報等を不開示とするものである。

なお、本号中の「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量し、公にすることの公益性を考慮してもなお、その支障が看過しえない程度のものである場合をいう。

#### (2) 条例第7条第5号の該当性について

当審査会において対象公文書を実際に見分したところ、実施機関が不開示部分とした部分は、災害救助費に関する東京電力への求償の取り扱いに関する協議の内容、避難者の支援に係る協議の内容及びこれらの協議に付随し、又は密接に関連する内容について記載されていることから、当該不開示部分は条例第7条第5号に規定する審議、検討又は協議に関する情報であると認められる。

また、外部からの干渉、圧力等により自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることに加え、審議途中の未成熟な情報が確定した情報と誤解されるおそれがあると認められる。

ただし、別表に掲げる部分のうち「審査会の判断」欄で開示と記載した部分については、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量し、公にすることの公益性を考慮してもなお、その支障が看過しえない程度のおそれがあるものとは認められなかった。

なお、不開示部分のうち県及び厚生労働省の職員のメールアドレスを不開示としたことについて、実施機関は「メールアドレスを開示することによって、本件

に関する問合せが当該メールアドレスに届き、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること」を理由に条例第7条第5号に該当するとして不開示としている。

しかし、県職員のメールアドレス情報については、担当業務に関する県民等に対するメールの送受信の際に日常的に当該職員の氏名を含むメールアドレスを用いている実態があるので、当該情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認められる。さらに、この情報を公にした場合には、実施機関が主張する「本件に関する問合せが当該メールアドレスに届き」という可能性はあるものの、これによって実施機関の主張する「率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」とは認められないので、当該情報は開示されるべきである。

一方で、厚生労働省職員のメールアドレス情報については、当該職員の氏名を含むメールアドレスが慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものであると認めるに足る事実又はメール運用の実態があるとは確認できなかった。また、厚生労働省においては、現時点で未決定の求償又は賠償の方針等について、県等から表明された意見等を受け今後も審議、検討又は協議を継続するであろうことが推認できる上、当該メールアドレスを公にすることにより直接同省の職員に問い合わせが届き、それによって今後の同省又は関係省庁と県との間の「率直な意見交換」の機会が不当に損なわれ、又は同省若しくは関係省庁における「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるとの主張には合理性があると認められる。したがって、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当である。

### 3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別 表

公文書の件名	実施機関不開示部分	審査会の判断
【No.1】H24. 8. 9 県内自主避難者支援のため厚生労働省、復興庁、資源エネルギー庁との打ち合わせ（平成24年8月10日）	平成24年8月9日付け福島県生活環境部避難者支援課から厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室宛て文書の上から5行目～6行目	開示
【No.2】福島県避難者支援課長から厚生労働省社会・援護局総務課長宛て文書（平成24年8月13日）	平成24年8月13日付け24原第214号発議書の件名	開示
	平成24年8月13日付け24原第214号案文の上から5行目～6行目	開示
	平成24年8月13日付け24原第214号施行文の上から5行目～6行目	開示
【No.3】「災害救助法と東京電力原子力発電所事故に係る賠償との関係に関する留意事項について」に関する厚生労働省との打ち合わせ議事（平成24年8月15日）	平成24年8月13日付け24原第214号の上から5行目～6行目	開示
【No.7】東電求償事務打ち合わせ会議（第1回）（平成25年5月24日）	平成25年5月24日開催原発被災者の避難費用（家賃）の東電への請求事務の打ち合わせ資料3頁の上から1行目～3行目	開示

<p>【No.11】 【御代次長→西川室長】 求償関係書類について (平成25年6月25日)</p>	<p>2013年6月25日付け送付メールの下から2行目</p>	<p>開示</p>
--	---------------------------------	-----------

備考 公文書の件名の欄は、平成27年2月23日付け26原第544号による公文書一部開示決定通知書別紙（開示対象文書一覧）の表中に記載されている番号、文書の内容及び年月日を記載している。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 4月10日	・ 諮問書受付
平成27年 4月13日	・ 実施機関に一部開示決定理由説明書の提出を要求
平成27年 5月18日	・ 実施機関が一部開示決定理由説明書を提出
平成27年 5月20日	・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成27年 6月 8日	・ 異議申立人が一部開示決定理由説明書に対する意見書を提出
平成28年 7月13日 (第245回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議
平成28年 8月 5日 (第246回審査会)	・ 実施機関から一部開示決定理由に対する意見を聴取 ・ 審議
平成28年 9月 7日 (第247回審査会)	・ 審議
平成28年10月25日 (第248回審査会)	・ 審議
平成28年11月18日 (第249回審査会)	・ 審議
平成28年12月16日 (第250回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿（平成29年1月16日現在）

（五十音順）

氏 名	現 職 等	備 考
五十嵐まりい	国際交流団体 代表	
垣見 隆禎	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
丹野 豊子	行政書士会 会長	
千葉 和彦	弁護士	会長職務代理者